

【事案Ⅲ－２】自然災害共済金請求

・2022年10月17日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、2018年9月の台風により、主建物に隣接した風呂場・トイレが被害を受け、損害が発生したとして、自然災害共済金および各種共済金の支払を請求したところ、被申立人が風呂場・トイレは本件共済契約の対象外であるとして支払をしなかったことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 主建物に隣接した風呂場・トイレは、被申立人と契約した共済の対象である。
- (2) 被申立人は約款・事業規約に基づき、風災による風呂場・トイレの自然災害共済金および各種共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 風災により風呂場・トイレに被害があったので自然災害共済金を請求したが、本件共済契約の対象外として支払を拒否された。今回被害があった風呂場・トイレは主建物と屋根続きではないが、同一敷地内で主建物に隣接している。契約にあたり、被申立人の担当者は、申立人に対し、「風呂場・トイレは生活に欠かせない場所で、住宅には通常備わっており一体のものだから、風呂場・トイレを含むすべての建物の災害が保障されます。」と具体的に説明した。
- (2) 被申立人の担当者は、申込書の配置図を申込者である申立人に書かせないで「この欄は被申立人の方で記入しておきます。」と言い、空欄のまま確認印を押させ、そのまま持ち帰った。被申立人は「その場で営業担当者が書いて、申立人がその内容を確認の上押印した。」と主張しているが、まったく事実と反する。申込書の筆跡は明らかに営業担当者のものでなく、被申立人の別の事務員が記入したと思われる。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 付属建物を共済の対象とするための手続

約款・事業規約規定の通り、本件共済契約の対象は共済証書記載の建物または特定建築物であり、付属建物を共済の対象とするためには、共済契約申込書に共済の対象に含める旨の記載が必要である。本件における風呂場、トイレは付属建物であるところ、本件共済契約申込書に風呂場、トイレを対象に含める旨の記載はない。

なお、共済契約申込書には、原則として共済契約者本人が配置図と共済の対象となる付属建物と共済の対象外となる建物の名称をそれぞれ記入するが、これらを被申立人担当者が記入することも可能であり、その場合には共済契約者が誤りのないことを確認したことを証するために押印することとなっている。

(2) 風呂場およびトイレが共済の対象外であること

本件共済契約の申込書については、被申立人担当者が配置図および特記を記入し、申立人が押印している。風呂場、トイレは本件共済契約の対象とはしていない。

申立人は、被申立人担当者が、白紙の申込書に押印させ、申立人の意向を確認せず勝手に配置図等を記入したと主張するが、そのような事実はない。本件共済契約の担当者は、申立人のカーポートと塀を特記建物とするとの意向を確認し、その意向が正確に反映されるよう本件共済契約の配置図および名称を記入し、そのうえで、申立人は申込書に押印している。したがって、申立人の主張には理由がない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

被申立人は、2018年9月の台風により申立人が被った損害について、共済の対象となっていた建物等については共済金の支払をしており、風呂場、トイレは共済の対象であると認めるに足りる的確な証拠は存在しない。申立人の申立てを基礎づけるものは申立人の供述だけであるところ、これらの供述は、共済契約申込書、告知書、意向確認書の各記載内容および被申立人担当者の陳述書の記載内容に照らし、信用性に乏しく採用することができない。したがって、当審議会は、申立人の請求は認められないと結論づけるものである。